

## 事例 1

# 日出町教育委員会

## 1. 要旨・ポイント

- ・ **トップリーダーの姿勢**  
教育行政のトップである教育長から、教職員の安全と健康を守るという姿勢が窺えます。
- ・ **教職員の安全と健康を守る教育委員会の体制**  
労働安全衛生活動が教育委員会全体の施策などを調整する教育総務課の所掌となっており、教育委員会全体で労働安全衛生活動を推進する体制が整備されています。
- ・ **全校に学校委員会を設置**  
規程を整備し、労働安全衛生活動を推進する学校委員会を全校に設置しています。
- ・ **各校長と教育委員会の緊密な連携**  
学校委員会で明らかになった各校の課題や各学校におけるメンタルヘルス不調者の情報は、各校長から教育委員会へ日常的に共有されています。
- ・ **適切な衛生推進者の選定**  
各学校の衛生推進者は、校長によるトップダウンでの指名ではなく、教職員とも相談の上、適任者が選定されています。

## 2. 特徴的な取り組み

### (1) 日出町学校職員の安全衛生管理規程などの特徴

日出町では、各校が一定の水準で労働安全衛生活動に取り組めるように、平成 19 年 4 月に日出町学校職員安全衛生管理規程（以下、「職員安全衛生管理規程」という。）を、平成 22 年 2 月に日出町学校職員総括安全衛生管理規程（以下「総括安全衛生管理規程」という。）を定めました。

総括安全衛生管理規程では、第 3 条に総括安全衛生管理責任者（以下「総括管理者」という。）

として教育委員会教育総務課長を充てること、また、第 6 条で各学校では校長を学校安全衛生管理者と定め、教職員の安全衛生管理や総括管理者の命に応じた措置を講ずることなどを規定しています。

第 10 条には、労働安全衛生活動を行う組織として、教育委員会に総括安全衛生委員会を置くことを定め、第 11 条にその構成を示しています。構成メンバーには総括管理者、各学校の教職員、産業医、教育委員会の職員のほか職員組合によって推薦された職員も入っています。

また、労働安全衛生法では教職員数 50 人以上の学校は衛生委員会の設置及び衛生管理者の選任義務がありますが、第 16 条に「職員の意見を聴く機会を設けるため、学校に衛生委員会に準ずる組織として学校委員会を置く」と、学校の規模に関係なく、全学校に労働安全衛生活動を推進する学校委員会を置くことを定めており、ここにも、教職員数に関わらず、労働安全衛生活動を進めるための規程上の工夫が見られます。

また、その構成メンバーは、第 17 条で学校安全衛生管理者（校長）、衛生推進者、教職員代表などとされています。労働安全衛生活動を推進する学校委員会のメンバーに、校長が選任した衛生推進者だけではなく、教職員代表も入れることで、職場の実情をつかみ、全ての職員の声を取り入れながら、働きやすい環境づくりを進めていこうとしていることがわかります。

### (2) 教職員の心身を守る教育委員会の体制

日出町教育委員会では各学校の学校委員会で話し合われた課題を、同町教育委員会教育総務課に集約しています。通常、労働安全衛生活動やメンタルヘルス対策は、福利厚生担当部門が所掌している例がよく見られます。しかし、精神疾患による病気休職者が増えた要因分析とその対策を福利厚生担当部門だけで行うのは難しく、人事労務担当部門なども含めた教育委員会

〒 879-1592

日出町 2974 番地 1

<https://www.town.hiji.lg.jp/>

[kosodate\\_kyoiku/](https://www.town.hiji.lg.jp/kosodate_kyoiku/)

町立小学校 5校

町立中学校 2校

町立幼稚園 5園

全体で推進することが重要と考えます。労働安全衛生活動が教育委員会全体の施策などを調整する教育総務課の所掌になっているのは、注目すべき点です。

各学校から教育委員会に寄せられる課題は、長時間労働による心身の不調、学校の老朽化に伴う施設や設備面の危険個所の報告が主なものとことです。

現在、教育委員会による総括安全委員会は年1回の開催であり、開催時期及び開催数などの改善を検討しているとのこと。



各学校との会議の様子

### (3) メンタルヘルス不調者に対する各学校、教育委員会の対応

教職員の精神疾患による病気休職者の増加は、全国的に深刻化しています。日出町教育委員会でも重要な課題として捉えており、各学校と緊密に連携しながら取り組みが進められています。特に、不調と感じられる各学校の教職員の状態は、教育委員会まできめ細かく情報共有されています。

今回お話を伺った学校教育課長によると「各学校から細かな部分まで報告をいただいている」とのこと。例えば、「今日は、〇〇先生の元気がない、遅れてきますという連絡があったが、実は昨日こんな出来事があった。背景はこう考えており、校長としてはこうしようと思っている」というような細かな部分まで教育委員会に報告が来ます。さらに、この時点で校長・教頭は、その教職員との対話を通じて、眠れているのか、食事はとれているのか、家族には相

談しているのか、医療機関には受診しているのか、といった状況まで把握しているようです。

日出町の各校長は教職員の様子がいつもと違ってないかアンテナをはって、メンタルヘルス不調者の早期発見に努めるとともに、メンタルヘルス不調が疑われる教職員には状況の確認を行い、必要に応じて医療機関の受診を促すなどしており、日出町ではラインによるケアがしっかりとできていると思われま

す。メンタルダウンしそうな教職員への対応については、教育委員会の考え方も明確です。体調不良にもかかわらず同僚への負担や、子どもへの対応などが気になるあまり、無理をして勤務を続けて悪化してしまうことが一番よくないと考え、メンタルダウンしそうな教職員には、早めの受診や休養を勧めるようにしているそうです。

これは教育長の考えであると同いました。教育委員会のトップである教育長による教職員の安全と健康を守るという姿勢の表れであり、とても大事なポイントです。

このようなトップの意思表示は、働きやすい職場環境をつくる上で最も重要です。経済産業省が8年前に始めた健康経営優良法人認定の申請数は年々増加しており、1万7千社（2022年度）に達していますが、トップが健康経営宣言を内外に公表することが認定にあたっての第一条件となっています。トップが教職員の健康と安全を守る姿勢を明確にすることで、関連する組織の施策や運営が大きく進展すると言われています。

### (4) 適切な衛生推進者の選出による労働安全衛生活動の活性化

職員安全衛生管理規程では衛生推進者の選任は校長が行うことになっていますが、実際には教職員と相談しながら決めていくとのこと。衛生推進者は全教職員の安全と健康を守るための要となります。

衛生推進者は校長がトップダウンで決めるのではなく、職場の教職員との対話を通じて、適任者を選任していくことが重要なポイントです。

学校教育課長によると「衛生推進者は、職場を全体的に見渡すことができる立場の方をお願いをしているのだろうということが、日出町の学校では見て取れる。」とのことでした。

職場を全体的に見渡すことができる教職員とは、教職経験を有し、同僚からの信頼感もあり、教職員が元気に働ける職場環境づくりに意欲がある教職員と思われまます。このことから、日出町の各校長には、労働安全衛生活動における衛生管理者、衛生推進者の役割についての正しい認識が浸透されていることが窺えます。

さらに、学校教育課長から「日出町として、ここはとてもいいなと我ながら思うのが、校長・教頭が非常に丁寧に一人一人の教職員の話の聞いたり、状況をつかんだりしてくれているところです。そして、学校委員会を活用することで、職場からもここをこうしてほしいとか、校長、この会議を何とかしてほしいとか、職場環境を改善する意見を出し合い、合意形成を図れるような話し合いができていていると感じております。」というお話もありました。

日出町では、管理職が教職員をケアする意識があり、管理職と教職員との間により良い職場をつくるための対話があります。それを具現化、活性化する一つの場として学校委員会が機能しています。

上がったキーワードは、対話と信頼関係です。管理職、教職員間の対話と信頼関係、教育委員会と管理職の対話と信頼関係が、労働安全衛生活動の基底にあります。

一方で、産業医をはじめ保健師などの産業保健スタッフの活用は十分とは言えない状況です。教育委員会として、産業医は選任してはいますが、活用に課題が見られます。例えば、メンタルヘルス不調の教職員に関わる情報や対応は教育委員会がしっかりと把握していますが、それを産業医や保健師につなぐという面に改善の余地があるように思われました。

小中学校教員は所在する自治体の職員であり、労働安全衛生に関しては、首長部局の職員と同等の対策が講じられる必要があります。小規模自治体においては、市町村の教育委員会が独自の産業医、保健師を置くことは一般的に財政上難しい場合が多いと思われまますが、その場合においては、同じ市町村の首長部局に置かれた産業医、保健師を活用できるよう体制を整備することも有効であると考えまます。

(藤川 伸治)

### 3. 評価と展望

日出町教育委員会の労働安全衛生活動は、教育委員会が置かれた人的、財政的なリソースの中で「当たり前のことを当たり前」に実践しているとも言えます。ヒアリングを通じて浮かび